

公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー
令和7年度 信州まつもと空港利用旅行商品支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、信州まつもと空港の利用促進と長野市の観光振興及び産業経済の活性化を図ることを目的に、信州まつもと空港発着定期便（以下「定期便」という。）を利用した長野市への旅行商品の造成・販売を促進することにより誘客拡大を図るため、第2条に定める交付対象者に対し、公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー（以下「この法人」という。）信州まつもと空港利用旅行商品支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、国内に拠点を置く旅行事業者とし、旅行業法に基づく観光庁長官または都道府県知事登録をしていることを要する。

(交付要件)

第3条 支援金の交付要件は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、定期便を利用して長野市内の宿泊施設に宿泊する旅行商品とする。なお、定期便は、片道のみの利用であっても交付対象とするほか、搭乗を予定していた定期便が欠航又はダイバード（代替着陸）したときであっても、長野市内に宿泊した場合は、交付対象とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次のとおりとする。

- (1) 定期便片道利用の場合 宿泊人員1人につき 1,000円
- (2) 定期便往復利用の場合 宿泊人員1人につき 2,000円

(申請)

第5条 交付対象者は、支援金の交付を受けようとする場合は、実施日の15日前までに、企画する旅行商品の概要がわかる書類を添えて支援金申請書（様式第1号）をこの法人の理事長（以下「理事長」という。）に提出し、認定を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定による支援金申請書の提出があったときは、申請内容を審査した上で交付対象となる旅行商品の可否を決定し、交付認定通知書（様式第2号1）または交付認定ができない旨の通知書（様式第2号2）により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び支援金請求)

第6条 前条第2項による交付認定通知書を受けた交付対象者は、当該旅行商品が終了したときは、終了した日から30日以内若しくは令和8年3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて支援金交付請求書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

- (1) 対象となる旅行商品の募集用パンフレット・日程表等（出発日、料金の記載のあるもの）
- (2) 航空会社が発行する搭乗証明書等の写し
- (3) 長野市内の宿泊施設が発行する宿泊証明書（様式第4号）

(交付決定)

第7条 理事長は、前条の規定による支援金交付請求書の提出があったときは、その内容を審査した上で適当と認めた場合は、交付の決定を行うものとする。なお、交付の決定は支援金の支払いをもって代えるものとする。

(補則)

第8条 この支援金とこの法人が別に定める他の支援金または助成金を重複して受けすることはできない。

2 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和8年3月31日をもって終了する。